

京都市告示第211号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年6月20日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
山科西野山緯 5の1号線	山科区西野山欠ノ上町79番地の1地先 から 同町71番地の5地先まで	旧	メートル 78.10	メートル 1.30 ~ 1.40
		新	87.00	6.00 ~ 13.85
山科西野山緯 5の3号線	山科区西野山欠ノ上町72番地の21地先 から 同町72番地の44地先まで	旧	27.60	1.65
		新	27.60	6.01 ~ 6.07
山科西野山緯 5の3号線	山科区西野山南畑町14番地の5地先か ら 同区西野山欠ノ上町82番地の2地先ま で	旧	11.30	7.00
		新	11.30	7.75 ~ 8.25
山科西野山緯 5の3号線	山科区西野山南畑町10番地の1地先か ら 同区西野山欠ノ上町78番地の2地先ま で	旧	16.00	1.25 ~ 1.65
		新	16.00	6.01
南第四経11号 線	南区東九条明田町28番地の3地先から 同町26番地の6地先まで	旧	15.60	2.40 ~ 2.60
		新	15.60	3.36 ~ 3.37

(建設局土木管理部道路明示課)